

日本における資金情報制度化とその背景

永 田 靖*

はじめに

本稿においては、1987年大蔵省令第74号⁽¹⁾（「開示省令」）による資金収支表の規定、ならびに当該規定に基づいて作成され開示されている資金収支表に関して、それまでわが国において作成されていた「資金繰表」と財務会計基準書第95号（SFAS 第95号）⁽²⁾によるキャッシュ・フロー計算書などの視点から比較検討し、新たに導入されることとなった資金収支表⁽³⁾の制度化の過程を検証することとしたい。⁽⁴⁾

わが国において、最初に重視されたのは資金繰表であった。戦後から高度成長時代に至る時期は、企業行動の量的な拡大に比重がおかれた時代であった。この時代は資金不足の時代でもあり、企業の資金管理の目的は所要資金量を確保することが重要課題であった。そのため、資金の不足のためのやりくりをおこなうツールとして資金繰表が重視された。資金繰表は本来短期資金の収支の調整を図るものであり、資金不足時代では、短期資金の確保に重点が置かれた。戦後の日本企業は戦争の影響や税務上の対応から欧米に比べ、企業間信用取引が発達していたこともあり、短期資金の調整は企業にとって重要な業務の一つであった。

しかし、高度成長時代の後期から第1次、第2次オイルショック期に入ると企業は減量経営を強いられ、質を重視する経営をしなければならなくなった。すなわち、企業は量的拡大から質的充実へと転換していったのである。資金面では、企業の収益力との兼ね合いで資金コストに眼が向けられ、財務体質や構造の変化をも注視せざるを得なくなった。資金運用表は短期資金の運用、長期資金の運用、調達状況が明確に把握でき、貸借対照表の一定期間における項目や勘定科目の増減等を把握できるなどの資金繰表より優れた情報を提供できた。資金繰表が短期資金繰りに適していたのに対し、資金運用表は中長期の資金繰りに適していた。

高度成長時代からの第1次、第2次オイルショックを経て、安定成長時代へと続いていくのであるが、この時代において企業と資金管理に関してさらに注目するべ

* 広島経済大学経済学部准教授

き特徴は大型企業の倒産の頻発であった。企業は年々規模を拡大し、倒産時における1事例あたりの負債額が高額化していた。また、この時代は多様化と多角化の時代でもあり、企業の資金の運用・調達も複雑となり、資金運用表で企業の支払能力を読み取るには限界があった。そこで、企業の支払能力を把握する手段として、資金移動表が注目を集め始めた。資金移動表は企業の資金を経常収支と経常外収支に区分し、本業での経済活動による収入と収支である経常収支を重視して、企業の支払能力を把握しようとするものである。

1. 資金収支表の目的と概念

1-1. 資金収支表の目的

資金収支表の収入および支出の項目は、非常に詳細に分類されていることから、さまざまな目的に利用されることは容易に想像できる。しかし、これらの項目がどのような利用目的に対して充足させるための分類であるのかについては、言及されていないのである。このことは、企業会計審議会の第1部会小委員会による「中間報告」についても同様なのである。

日本において「中間報告」が公表されて1年後には、米国のFASBは1987年11月にSFAS第95号「キャッシュ・フロー計算書」を公表した。当該基準書においては、キャッシュ・フロー計算書の主要な目的は、一会計期間の現金収入および現金支出に関する有用な情報を提供すること⁽⁵⁾であり、また、このキャッシュ・フロー情報は、「その他の財務諸表から得られる情報と組み合わせて利用されるならば、投資者、債権者およびその他の利用者が次のことを判断するのに役立つ情報を提供すること⁽⁶⁾である」としている。

- (1) 将来の正味現金収支を生み出す会社の能力
- (2) 会社の債務返済能力、配当支払能力および外部からの資金調達を行う能力
- (3) 純利益とそれに関連する現金収入および現金支出との間に生じる差異の原因
- (4) 当該機関の現金投資取引と現金財務取引および非現金投資取引と非現金財務取引が企業の財政状態に及ぼす影響

このために、企業の現金収支は、営業活動、投資活動および財務活動に分類して報告されることとなった⁽⁷⁾。

一方これに対して「開示省令」においては、企業の事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支を区分し、連続する2会計期間と第2期中間期に実績を示さなければならないと規定しているだけなのである。資金収支表の作成目的を明示することは重要なことと思われるが、作成目的は当該情報の利用目的に依存することと

なるために、SFAS95にみられるように、当該情報がその利用者のどのような目的に役立つのかについて明示すべきであるのではないだろうか。すなわち、作成だけを強いても、誰がどのような目的で利用するのかについて明確にすることで、作成側と利用側双方の意志の整合を求める必要があるのではないか。

1-2. 資金収支表の資金概念

「開示省令」による資金収支表で用いられる資金概念は、「現金および預金並びに市場性のある一時所有の有価証券」とされている。ここで示される現金は、「小口現金、手元にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証券及び振替貯金払出証券等」を含むものである⁽⁸⁾。市場性のある一時所有の有価証券とは、有価証券のうち「随時現金化される有価証券で一時的に遊資を利用するために所有するもの」に該当する。また、1年以内に現金化すると確実に認められるものについてもこれに含まれることとなる⁽⁹⁾。有価証券の主なものは次のものがある⁽¹⁰⁾。

「一國債証券、二地方債証券、三特別の法律により法人の発行する債券、四担保附又は無担保の社債券、五特別の法律により設立された法人の発行する出資証券、六株式（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証券、七証券投資信託又は貸付信託の受益証券、八以下省略。」

これらのもの以外についても、上記した有価証券が表示する権利と同等の権利、転換社債券および新株引受付社債券も含まれることとなる⁽¹¹⁾。

SFAS 第95号の資金概念は、現金および現金同等物である。この現金は次のように定義されている。

「通常用語法に従えば、現金は手元にある通貨だけではなく、銀行またはその他の金融機関の要求払い預金も含まれる。現金には、預金者がいつでも追加資金を預け入れ、また、事前の通知や違約金なしでいつでも資金を有利に引き出すことが出来るような、要求払い預金⁽¹²⁾がもつ一般的な性質をそなえるその他の種類の勘定も含まれる。」

このことから、現金同等物は短期で流動性の高い投資であると捉えられる。これには国債 (treasury bills)、コマーシャル・ペーパー (commercial paper)、短期金融資産投資信託 (money market funds) および、銀行業務をともなう企業の場合

は、受入連邦資金（federal funds sold）が含まれる。これらの一時的な投資活動は当該企業の営業活動、投資活動および財務活動というよりも、現金管理の一部とみなすことができることから、キャッシュ・フロー計算書を詳細に報告する必要はない。

これに対して、「開示省令」の資金収支表で用いられる資金概念においては、現金同等物以外にも、市場性のある一時所有の有価証券も含まれている。わが国においては、資金収支表の資金概念を、現金から「現金および市場性のある一時所有の有価証券」にまで広げている。

アメリカでは、資金概念を限定することが支払能力を評価する事に役立つと考えているが、わが国では、一時所有の有価証券を資金概念に含めたために、資金計算の領域に資金自体の評価の問題が混在する形となり、資金収支表の信頼性を自主評価の必要性の部分だけ引下げてしまったといわざるを得ない。これと同時に、資金概念において、わが国とアメリカの両国間で比較可能性の問題が生じることとなる。

1987年の調査では、調査対象114社のうち37社が資金収支表を作成し、ほとんどの企業が資金概念を「現金および預金並びに市場性のある一時所有の有価証券」としている。この金額は、貸借対照表の流動資産の部における「現金および預金」の金額と「有価証券」の金額の合計額に一致している。従来作成されてきた資金繰表では、「現金および預金」以外の科目である長期預金や短期貸付金等を資金概念に含めている企業もあったが、資金収支表では、ほとんどの企業が「現金および市場性のある一時所有の有価証券」を資金概念として用いている。この点から見れば「開示省令」は、資金情報の開示の統一化に貢献してきたといえる。つまり、わが国の国内での比較可能性が高められたこととなる。

また、資金収支表を作成している企業のうち、投資有価証券を一時所有の有価証券へ振替えてる企業が多いことがこの調査から判明している。これらの企業の大部分は「Ⅳ低価法適用にともなう評価損等調整額（M）」に「投資有価証券から一時所有の有価証券への振替額」と注記しているのである。「Ⅱ資金調達活動にともなう収支」の「6. その他の収入」に「投資有価証券から一時所有の有価証券へ振替えたものを含む」と注記している企業もある。また、投資有価証券から一時所有の有価証券への振替えは、市場性のある一時所有の有価証券の残高に比べて、多額となっていることがわかった。

投資有価証券の振替えについては、注記あるいは付記していない企業は26社である。しかし、これらの企業が、投資有価証券から一時所有の有価証券へ振替えをまったく行わなかったと断言することは疑わしい。このような実情を考慮すると、投資

有価証券の一時所有の有価証券への振替額の表示方法を明確に規定しなければならない。その根拠は当該情報利用者に重大な誤解を与える可能性があることを否定できないからである。

2. 収支・支出項目の分類

企業の様々な経営活動にともなう収支および支出は、定まった方法により分類することは、当該分類を利用する者にとって有用であるだろう。資金収支表では資金収支の内容が事業活動にともなう収支と、資金調達活動にともなう収支とに2分されることになる。事業活動にともなう収支の区分には、投資活動にともなう収支の小区分が設定されている。しかし、「開示省令」は資金収支表で示す各活動およびそれにともなう収支の定義を行っていないのである。

資金収支表の様式は、「取扱通達」によると「おおむね昭和61年10月31日企業会計審議会第1部小委員会中間報告『証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について』における別紙様式によるものとする」（「別紙様式」）と規定されている。これは2区分方式でSFAS第95号による区分であるところの現金収支を営業活動にともなう収支、投資活動にともなう収支および財務活動にともなう収支にする3区分方式とは異なっている。

しかし、「開示省令」による事業活動にともなう収支のうち、「有形固定資産等収入」と「有形固定資産取得等支出」を独立の活動として扱うこととしており、「投資活動にともなう収支」という区分を設け、また、事業活動にともなう支出のうち決算支出の一部を営業支出に含めるならば、SFAS第95号の形式とほとんど一致することになる。したがって、決算支出等という区分の利用を中止し、比較可能性を高めるためにも、3区分方式を検討することが適切であると思われる。資金収支表においてもキャッシュ・フロー計算書においても、資金収支あるいは現金収支を各活動に分類するときには、分類の意義を明確にしなければならないことは大前提であると考えられる。資金収支表はすでに、現行の2区分方式である場合においても、各活動に対する「開示省令」の定義が明らかにされていないため、特定の資金収支を活動別に分類するときには作成者側において混乱が生じる恐れがあることになる。

3. 形式および内容

3-1. 照 合 式

資金収支表は、期中の資金収支の正味増減額である、すなわち「当期総合資金収支尻」を求め、それに期首資金残高を加算して、期末資金残高を求める形式であり、

すなわち、照合式の計算書であるといえる。また、2期間の実績を比較表示するほかに当該期間の前期分の実績と翌期半年分の計画が示されている。

照合式は、資金運用表や財政状態変動表の形式として、アメリカ、カナダをはじめとする諸国で一般的に用いられてきている。わが国の資金繰表の大部分は期首資金残高に当期の収支を加減して期末資金残高を求める照合式（第1形式）を用いてきた。⁽¹⁴⁾はじめに、その期の正味収支を示し、それに期首資金残高に加えて期末資金残高を求める照合式（第2形式）を採用している企業は少数であった。これに対し、資金収支表では正味事業収支、正味資金調達収支および正味当期総合資金収支を表示するため、照合式（第2形式）が採用されている。これは期中の資金収支に重点を置く形式であるといえる。

SFAS 第95号のキャッシュ・フロー計算書は、当期の正味現金および現金同等物の増減額に期首の現金および現金同等物の残高を加算し、期末の現金および現金同等物の残高を求める形であるという意味で照合式（第2形式）であるといえ、わが国の資金収支表と同じ形式である。

資金収支表では、前半期の収支の実績を示すことになっている。これによって利用者は一期間内の収支の傾向を把握することが可能となっている。

3-2. 実績と計画

資金収支表では次年度の資金収支計画が示されている。計画と実績との比較は実績を評価するという点では有用であり重要であるが、計画は経営者の意思決定の時点における当該意思を反映するものとして考慮するならば、企業活動の事実に基づく財務情報とは異質なものであり、同一の計算書で開示することは整合性が取れないと思われる。

3-3. 直接法と間接法

営業活動から得られた現金を示す方法としては、直接法と間接法がある。APBO 第19号は、企業がどの方法を選択するかについては企業自身の判断に委ねられていた。実際には企業が作成した財政状態変動表は、AICPAの『会計の趨勢と手法』(*Accounting Trends and Techniques*)によれば、すべて間接法を選択していた。しかし、SFAS 第95号では、直接法がより有用であるとする見解が示されており、できる限り直接法によって営業活動から得られた現金を開示するように提案している。⁽¹⁵⁾

直接法は、営業活動から得られた現金および営業活動に用いた現金の総額を示す方法である。これに対して、間接法は、営業活動から得られた現金を求めるために

純利益を調整して示す方法である。直接法の長所は、営業活動に伴う収入および支出を収益および費用と比較できる点にある。SFAS 第95号は、直接法によってキャッシュ・フロー計算書を作成する際には、純利益からの調整を別個の付属明細書で示すことを要求している。また、間接法によって作成するときは、純利益からの調整をキャッシュ・フロー計算書の本文または別個の付属明細書のいずれかで示さなければならないと規定している。

「開示省令」は直接法によるものを例示しているが、間接法については言及していない。これは SFAS 第95号の基本的立場と合致している。キャッシュ・フロー計算書には、営業活動の区分に営業活動から得られた現金が示されているが、資金収支表ではこれらの項目を独立した項目として示すことはできないこととなっている。しかし、事業活動にともなう収支には、営業収入および営業外収入ならびに営業支出および営業外支出が含まれていることから、これらの科目から SFAS 第95号と同様の内容である営業活動から得られた現金を算出することはできる。営業活動から得られた現金は、当該額がどの程度まで投資等を賄うことができるか等を判断する重要な情報であり、独立した項目として開示することが望ましい。

3-4. 配当金・法人税

受取配当金は資金収支表においては、営業活動の区分に含まれており、営業活動にともなう現金として示される。これは SFAS 第95号と同様の扱いになっている。しかし、支払配当金および支払法人税については、営業活動に用いた現金に含めるか、財務活動に用いた現金に含めるかといった様々な意見があり、明確な解答は得られていない。SFAS 第95号では支払配当金は財務活動に、支払法人税は営業活動に分類されているが、前者を営業活動に、後者を営業活動、投資活動および財務活動に配分するという意見もある。また、資金収支表におけるように、事業活動にともなう収支のうち、一部の支出項目を決算支出等として独立させて表示することについても納得できるような十分な根拠を見出せていないのである。

3-5. 有形固定資産に関する収支等

「有形固定資産売却等収入」および「有形固定資産取得等支出」は、事業活動にともなう収支に含まれている。当該科目を企業活動からの性質という観点からみるならば、これらの事業活動にともなう収支から分離させて、投資活動にともなう収支として独立させて表示させることが望ましいだろう。

また、営業活動から得られた現金収支を示すための純利益の調整は、わが国では

資金運用表の作成において非資金項目の修正として考えられてきた。⁽¹⁶⁾利益の「質」について検討する際に、非資金項目の情報についても有用であり、資金収支表の補足情報として提供することが望ましいと考える。

4. 会計方針の開示：注記および付記

資金収支表において、注記および付記が付される項目は、①区分表題に対するもの、②期首・期末資金残高の内訳に対するもの、③科目に対するもの、④その他に分類することができる。

「開示省令」は、「現金及び預金」および「市場性のある一時所有の有価証券」の期末の残高を注記することを要求している。しかし、多くの企業は注記によらず、「別紙様式」の例示に記載し、付記としている場合が多い。

また、「中間報告」は「現金及び預金」および「市場性のある一時所有の有価証券」の内訳が、有価証券報告書総覧の別のところで表示される場合には当該箇所を注記するように要求している。また、「取扱通達」は「別紙様式」によらない表示方式を用いるときには必要がある場合、その内容を注記することを要求している。

「低価法適用に伴う評価損等調整額」には投資有価証券から一時所有の有価証券へ振り替えたものの総額および有価証券の低価法評価損等が示されることになる。

資金繰表の「その他の収入」および「その他の支出」には、ほとんどすべての企業が注記を付しているが、⁽¹⁷⁾資金収支表が作成されることとなり、これらの科目に対する注記および付記はほとんどみられなくなっている。付記の方法は計算書中の科目および事項を特定していないため明瞭表示の概念に反することになる。「開示省令」についても、付記についてはなんら述べていないのである。

また、事業活動にともなう収支のうち営業外収入の「その他」、および有形固定資産売却等収入の「その他の収入」、営業支出の「その他」および有形固定資産取得等支出の「その他の支出」の金額は多額になっている。しかし、これらの科目について注記あるいは付記が付せられていない場合が多くなっている。このように、金額が重要なものは、その内容を明瞭に示す科目でそれを開示することが適切であると考えられる。

すでに上述してきたように、このキャッシュ・フロー計算書の資金概念は現金および現金同等物である。しかしながら、SFAS 第95号は現金同等物に含める内容に弾力性を認め、企業がどの科目を含めるかに関する方針を確立し、それを注記事項とすることを推奨している。

SFAS 第95号によれば、すべての収支は営業活動にともなう収支、投資活動にと

もなう収支および財務活動にともなう収支に区分されることになる。しかし、収支の分類が困難なもの、例えば「受取利息」および「支払利息」は営業活動にともなう収支として分類されているが、「受取利息」は投資活動に、「支払利息」は財務活動に含めることも認めている。SFAS 第95号はこのような場合に、個々の企業の立場を考慮し、表示法についてある程度の弾力性を認め企業が特定の分類方法を採用していること、および、こうした場合にはその旨を明記すれば良いと規定している。資金収支表でも市場性のある一時所有の有価証券の内容あるいは収支項目の分類に関して注記あるいは付記をしている企業は多数に上っている。これらの注記は資金情報を理解するうえで重要であるため、SFAS 第95号の会計方針の開示のように、資金収支表でもこれを注記事項として明記することが望ましいだろう。

5. 為替換算の方法と表示

為替換算の問題は国内の企業が外国の企業と取引をおこなったり、外国の証券市場等を通して資金調達を行う場合において、また国内の企業が外国に進出し、外国で営業活動を行う場合に生じる。資金収支表では「取扱通達」によれば資金に含まれる外貨預金等の決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として「事業活動にともなう収支」および「資金調達活動にともなう収支」の収支尻の合計額から控除または加算して示すように規定されている。しかし、これをどのように算出するかについては「取扱通達」まったく説明されていないのである。

SFAS 第95号では外国で営業活動を行っている子会社（在外子会社）あるいは外国通貨で取引を行っている企業は、現金収支が生じた時点の為替レート、すなわち取引日レートを用いて外国通貨と等しい報告通貨に換算して現金収支取引を連結キャッシュ・フロー計算書で報告することを要求している⁽¹⁸⁾。ただし、取引日レートを用いて換算した結果、期中加重平均レートを用いて換算した結果とほぼ一致する時には、期中加重平均レートを用いることを認めている。一般的には、在外子会社はそれぞれ別個のキャッシュ・フロー計算書を作成し、それを報告通貨に換算し本国のキャッシュ・フロー計算書と連結するという手続きが必要になる。

6. 資金収支表の特質および問題点

上述してきたように、資金収支表の特質および問題点を要約すると次のようになる。

「中間報告」および「開示省令」は資金収支表がどのような利用者のどのような利用目的を達成するために作成されているかについては述べられていない。しかし、

当該資金表はキャッシュ・フロー計算書と同様な内容および形式をもつものであり、双方ともにほぼ同一の目的を達成することができる。

資金概念は、「開示省令」により現金および市場性のある一時所有の有価証券に拡大された。これに対して、アメリカでは SFAS 第95号により、現金および現金同等物に限定されている。これらのことから、双方の資金概念は一致する傾向にある。しかし、資金収支表の市場性のある一時所有の有価証券とキャッシュ・フロー計算書の現金同等物とは同じではないことに注視する必要がある。

わが国では、投資有価証券から一時所有の有価証券へと所有目的を変更することにより、資金収支および期末残高を任意に、あるいは故意に操作している企業が多いと考えられる。このような恣意性を排除するために投資目的と一時所有目的の有価証券とを区別する客観的な基準を設ける必要がある。

収支項目は、資金収支表では事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支とに2区分され、さらに、事業活動に伴う収支の区分では投資活動に伴う収支に区別している。しかし、「開示省令」はこれらの収支について一般的な定義をしていない。資金繰表は事業活動にともなう収支のうち、有形固定資産売却等収入と有形固定資産取得等支出を独立の活動として取扱い、事業活動にともなう支出のうち、決算支出等を営業支出に含めるならば SFAS 第95号の分類とほぼ一致することになる。会計処理および報告の国際的調和化という視点からみて、SFAS 第95号の資金収支の分類を行っていることができるかどうか検討すべきであるだろう。

資金収支表で用いられている科目数および科目名は、資金繰表のものより詳細であり、資金収支表は資金収支の明瞭表示という意味では著しい改善がみられた。しかし、公表されている資金収支表は「別紙様式」で示されたものと全く同じではなく、企業によりいくつかの相違点がみられた。また、資金収支表で用いられている科目のうち、割引手形の処理に関しては営業収入に区分を設けている企業があったり、科目の名称が資金繰表と同様に企業によってさまざまである。また、割引手形をどのように扱うかを明確にする必要がある。

資金収支表は、期中の資金収支の正味増減額すなわち「当期総合資金収支戻」を算出し、期首資金残高を加算して期末試験残高を求めるもので照合式（第2形式）の計算書である。また、資金収支表には当該期間の前期分の実績と翌期半期分の計画が表示されている。これは SFAS 第95号の現金収支の計算にはみられない特徴である。中間の実績を開示することは現金収支の状況を把握するために重要であると考えられる。しかし、次期の計画に対する金額は事実上のはっきり異なるため同質的に扱うことは適切とはいえない。

SFAS 第95号では営業活動から得られた現金を示すことを強調している。これは外部の利用者にとって重要な項目であるため資金収支表でも明示すべきである。資金収支表の事業活動に伴う収支には営業収支、営業外収支および支払配当金が含まれているため営業活動から得られた現金を算出することができる。

資金収支表における注記および付記の内容は営業収入への割引手形の加算および投資有価証券から一時所有の有価証券への振替額に関するものが多くある。これらの一部は資金収支表における会計方針の開示の問題として整理する必要がある。

為替換算の表示については「取扱通達」では換算差額を、原則として「事業活動に伴う収支」および「資金調達活動に伴う収支」の収支尻の合計額から控除または加算して示すことを規定している。しかし、「取扱通達」のように換算差額を表示している企業はみられない。したがって資金収支表における為替換算の計算および表示については具体例を明示することが必要である。また、「低価格法適用に伴う評価損等調整額」と為替換算差額は異質なものでありこれらを混同することは避けなければならない。

おわりに

資金収支表は財務表としての信頼性を確保し、国際的調和を図るためにも比較可能性を高める措置が必要であった。そのためには、資金表の開示目的を定め、作成側と利用側の意志の整合を採る必要がある。また、作成側の恣意性を排除するための作成側のモラルが必要なのはいうまでもない。

キャッシュ・フロー計算書へと展開していくなかで、噴出した課題は解消されなければならなかったが、現状においても課題は内在しており早期の解消が望まれる。

注

- (1) 大蔵省令74号「有価証券の募集又は売出等に関する省令」、昭和62年4月一部改正、施行。同省令は、昭和63年10月に大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令」に改められた後に施行されている。同上、省令第2号様式、「企業内容等の開示に関する取扱通達」[「記載上の注意(サ)」]。
- (2) FASB, *SFAS No. 95*, “Statement of Cash Flows”, 1987.
- (3) 本稿においては、わが国で作成開示される「キャッシュ・フロー計算書」を、あえて資金諸表の流れを汲んだものとして「資金収支表」として表示していく。
- (4) 資金収支表の調査に関する詳細な研究は、[武田1988]を参照されたい。
- (5) FASB, *SFAS No. 95*, “Statement of Cash Flows”, para.4.
- (6) *ibid.* para.5.
- (7) *ibid.* para.6.

- (8) 「財務諸表の用語，様式および作成方法に関する規則」，第十五条第一号および第四号。
「財務諸表等の用語，様式および作成方法に関する規則取扱要領」，第十四および第二十一。
- (9) 同取扱要領，第五十三。
- (10) 証券取引法第二条第一項。
- (11) 同上，第二項。
- (12) FASB, SFAS No.95, “Statement of Cash Flows” para.7, footnote.
- (13) この調査は1987年10月27日に，次の要領で行われた。日本経済新聞の東京証券取引所第1部上場会社の業種分類のうち，金融・保険業を除く27業種に基づいて，1業種50社以上の場合の10社，50社未満の場合5社，全体で163社を任意に抽出した。これら163社のうち49社は決算前であり，残り114社のうち37社（32.5%）は，資金収支表を作成していたが，77社（67.5%）は依然として資金繰表を作成していた。そのため，ここでは，これらの37社の資金収支表を調査対象とした。詳細は，[鎌田・澤村1988]を参照されたい。
- (14) [鎌田・澤村1987]の523頁を参照。
- (15) FASB, SFAS No.95, para.27.
- (16) [染谷1956]を参照。
- (17) FASB, SFAS No.95, para.25.
- (18) *ibid.*

参 考 文 献

- FASB [1987], SFAS No.95, *Statement of Cash Flows*, November 1987.
- 鎌田信夫・澤村隆秀 [1987]「資金繰表における資金情報開示の実態」『南山経営研究』（南山大学）第2巻第3号，1987年。
- 永田 靖 [2005]「キャッシュ・フロー計算書に関する会計基準の国際的調和」『経済研究論集』（広島経済大学）第28巻第3号，2005年，pp.133-154。
- 永田 靖 [2006]「キャッシュ・フロー情報の意義—FASB 概念を中心にして—」『経済研究論集』（広島経済大学）第29巻第1号，2006年，pp.67-91。
- 永田 靖 [2007]「キャッシュ・フロー情報の意義—FASB 概念を中心として—」『会計』第172巻第1号，2007年，pp.54-68。
- 永田 靖 [2008]「ライフサイクルとフリー・キャッシュ・フロー」『経済研究論集』（広島経済大学）第31巻第1号，2008年，pp.83-108。
- 永田 靖 [2009]「キャッシュ・フロー情報の活用事例」『会計』第175巻第6号，2009年，pp.56-69。
- 染谷恭次郎 [1956]『資金会計論』，中央経済社，1956年。